

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税・国保税及び保険料の収滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、地方税・国保税及び保険料の収滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税, 軽自動車税, 個人住民税, 国民健康保険税, 保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法, 国民健康保険法, 介護保険法, 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき固定資産税, 軽自動車税, 個人住民税, 国民健康保険税, 介護保険料, 後期高齢者医療保険料の徴収事務を行っている。</p> <p>①各税(料)の決定した調定に対し消込処理を行う。</p> <p>②納付状況を管理し, 過誤納・未納状況をチェックする。(公金受取口座登録制度 含む)</p> <p>③金融機関窓口, 口座振替, コンビニエンスストア, クレジット, スマートフォン決済, 地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また, 申出に基づき納付書を再発行する。</p> <p>④納期限を過ぎて一定期間内に納付がない場合, 督促状を発行する。</p> <p>⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い, 納税相談・猶予等の措置を行うとともに, 上記④を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・公売等の滞納処分を行う。</p> <p>⑥納期限後納付に対し地方税法に基づく延滞金を徴収する。</p>
③システムの名称	統合収納管理システム, 統合滞納管理システム, 国民健康保険システム, 固定資産税システム, 軽自動車税システム, 個人住民税システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, EUCシステム, 庁内データ連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
統合収納管理システム, 統合滞納管理システム, 国民健康保険システム, 固定資産税システム, 軽自動車税システム, 個人住民税システム, 住民記録システム, 宛名管理システムに関連した各ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表24, 44, 85, 100の項 ・番号法第9条第2項に関する条例 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48, 69, 115, 117, 132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納対策課
②所属長の役職名	収納対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市総務部収納対策課 茨城県行方市麻生1561番地9 0299-72-0811
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市総務部収納対策課 茨城県行方市麻生1561番地9 0299-72-0811
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	システムの利用についてユーザー認証により、必要最小限の人数、参照範囲となるように権限が制限されている。事務取扱者について、サイバーセキュリティ研修が行われている。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	システムの利用についてユーザー認証により、必要最小限の人数、参照範囲となるように権限が制限されている。事務取扱者について、サイバーセキュリティ研修が行われている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実	実施する	実施しない	事後	
	I-5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	収納対策課長 額賀 修一	収納対策課長	事後	
	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV-2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3 目的を超えた紐付け事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-8 実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9 従業者に対する教育・啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
令和4年3月11日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月25日	事後	
令和5年3月1日	評価書名	地方税の収納管理に関する事務 基礎項目評価書	地方税・国保税及び保険料の収納管理に関する事務 基礎項目評価書	事後	
	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	行方市は、地方税の収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	行方市は、地方税・国保税及び保険料の収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	固定資産税、軽自動車税、個人住民税、国民健康保険税の徴収に関する事務	固定資産税、軽自動車税、個人住民税、国民健康保険税、保険料の徴収に関する事務	事後	
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	地方税法、国民健康保険法に基づき固定資産税、軽自動車税、個人住民税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税(料)の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、クレジット、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限を過ぎて一定期間内に納付がない場合、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・猶予等の措置を行うとともに、上記④を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・公売等の滞納処分を行う。 ⑥納期限後納付に対し地方税法に基づく延滞金を徴収する。	地方税法、国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき固定資産税、軽自動車税、個人住民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収事務を行っている。 ①各税(料)の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。(公金受取口座登録制度 含む) ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、クレジット、スマートフォン決済、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限を過ぎて一定期間内に納付がない場合、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・猶予等の措置を行うとともに、上記④を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・公売等の滞納処分を行う。 ⑥納期限後納付に対し地方税法に基づく延滞金を徴収する。	事後	
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、宛名管理システム、中間サーバー	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、住民記録システム、宛名管理システム、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2特定個人情報ファイル名	1. 住民税賦課情報ファイル	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、住民記録システム、宛名管理システムに関連した各ファイル	事後	
	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項に関する条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一第16項、59項、68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項に関する条例	事後	
	I-1情報提供ネットワークによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
	I-4②情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第19条第1項第8号 別表第二第27項、42項、82項、94項	事後	
	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入		十分である	事後	
	II-いつ時点の計数か	令和4年1月25日	令和5年2月1日	事後	
令和6年3月1日	II-いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月5日	事後	
令和6年11月1日	I-1.③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、住民記録システム、宛名管理システム、中間サーバー	統合収納管理システム、統合滞納管理システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、宛名管理システム、中間サーバー、EUCシステム、庁内データ連携システム	事前	
	I-2特定個人情報ファイル名	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、住民記録システム、宛名管理システムに関連した各ファイル	統合収納管理システム、統合滞納管理システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、住民記録システム、宛名管理システムに関連した各ファイル	事前	
	IV-8 人手を介在させる作業	(追加)		事後	
	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	(追加)		事後	
令和7年3月7日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一第16項、59項、68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項に関する条例	・番号法第9条第1項別表24、44、85、100の項 ・番号法第9条第2項に関する条例 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	番号法改正に伴う変更
	4.情報ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第19条第1項第8号 別表第二第27項、42項、82項、94項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、115、117、132の項	事後	番号法改正に伴う変更
	II いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和7年1月20日	事後	